

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）
よくあるご質問について

1 申請事業主の要件等

問1 NPO法人は支給対象となりますか。
また、中小企業事業主の範囲について、資本金・出資金の該当がなくとも全体労働者数が該当すれば対象となりますか。

(答)

支給要領第1の1に定める要件を満たす事業主が対象となり、中小企業事業主の範囲は、「資本金又は出資」の概念がない場合、「常時使用する労働者の数」のみで判断することになります。

問2 医療法人、社会福祉法人が中小企業に該当するかの判断にあたって、基本金を資本金とみなしてよいか。

(答)

基本金は資本金には該当しませんので、「資本金又は出資」の概念がない場合、「常時使用する労働者の数」のみで判断することになります。

なお、出資持分のある医療機関については、①出資の総額が5,000万円以下
②常時使用する労働者数が100人以下のどちらかに該当する場合は中小企業に該当します。

問3 「常時使用する労働者」の定義について教えてほしい。

(答)

「常時使用する労働者の数」については、労働保険の常時使用労働者数で使用している数に準拠して記入してください。

なお、従前より、常態として使用する短時間労働者（パート労働者等）も常時使用する労働者数に含めることとしております。

2 事業実施期間、成果目標等

問4 様式第1号別添「時間外労働等改善助成金事業実施計画」の1の(2)「労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任」について、小規模な事業場で、労働者は全員短時間勤務であり、窓口担当者として適任者がいないことから、代表取締役自身が担当することでも良いでしょうか。

(答)

本件の場合は、代表取締役自身が担当することで差し支えありません。

問5 当初の事業実施計画から設置工事の変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費用については助成対象となりますか。

(答)

交付申請時の見積取得時において、当該費用についても見積額に盛り込んでおくべきであったものについては助成対象外と考えます。

なお、事業費が増額され、交付決定額（交付決定通知書に記載した「助成金の額」）を超える金額の支給を受けたい場合は、事業実施計画の変更申請が必要となります。

問6 支給申請書の提出について「事業実施期間が終了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は～」とあるが、事業実施計画において指定した事業実施期間よりも早期に事業が終了した際は、その日から支給申請可能としてよろしいでしょうか。

(答)

当初、申請事業主が指定した事業実施期間中であっても、労働時間等の設定の改善が十分に図られたと判断できる場合には、事業終了とみなして終了後1ヶ月後の支給申請手続に入っても差し支えありません。

また、本件の場合は、事業実施計画の変更申請も不要として差し支えありません。

問7 補助率3/4又は補助率4/5について、どの時点での労働者数を用いて補助率を判定したらよいでしょうか。

(答)

交付申請時点での労働者数で判断します。

3 事業で認められる経費等

問8 申請後、交付決定前に納品された機器等は助成の対象となりますか。

(答)

支給対象となる経費は交付決定の日から事業実施期間中に実施された事業に係る経費となりますので、交付決定前に納品された機器等については対象となりません。

問9 交付決定前に機器の発注を行っても良いですか。

(答)

交付決定前に申請事業主が行えるのは見積もりまでであり、売買契約や発注は認められません。

問10 事業実施期間終了後に支払った経費についても助成対象になりますか。

(答)

助成対象経費の範囲は、事業を実施するために、交付決定日から支給申請日までに実際に支出した経費となります（支給要領第1の2(2)）。

問11 事業実施期間を7～9月に設定したケースで、1年契約のリース料金などで前払いしている場合、事業実施期間後の10～1月分の利用料は助成対象となるか。

(答)

サービス利用契約等については、交付決定の日から事業実施期間終了日までの経費が助成対象となります。

したがって、事業実施期間終了後の10～1月分の利用料は助成対象外となります。

問12 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」を実施するにあたって、分割払いをする際の手数料は助成対象となりますか。

(答)

分割払いにおける手数料、金利等については助成対象とはなりません。

問 13 外部専門家によるコンサルティングの改善事業について、外部専門家の要件として、国家資格の所持は必須となるか。

(答)

資格の有無に関わらず外部専門家に該当しますが、コンサルティングの実施に当たっては、個々の労働者についてアンケートを実施するなどにより実態を把握し、問題点を分析したうえで、問題の解決に必要な改善措置を必ず実施することとしており、当該措置が実施されていない場合には助成対象外となります。

問 14 新たに就業規則を作成する際、または、就業規則の改正をする際に、その内容に成果目標の達成に関するものでない事項（たとえば退職手当に係る規程等）も規定する場合、当該部分は助成対象となりますか。

(答)

成果目標の達成に向けた規定の導入・変更が含まれない就業規則等の作成・変更のみの場合は助成対象となりません。

問 15 人材確保に向けた取組として、自社のホームページをリニューアルし、求人応募ページを刷新したいと考えています。

従来から応募フォームはあっても、求職者が応募したいと思わせるような会社概要・特色・求人応募欄にリニューアルすることは、人材確保に向けた取組と考えるので、新規作成だけでなくリニューアルも助成対象になると考えてよいか。

(答)

本件の場合は、助成対象となる取組と考えます。

問 16 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」について、「オフィスのエアコンの更新」は対象となりますか。

(答)

「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当するか否かは、労働者が直接行う業務負担を軽減する、または生産性向上により労働時間の縮減に資する設備・機器等かどうかで判断することとなります。

不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした設備・機器の導入は対象とならないため、一般的にはオフィスのエアコンの更新は助成対象外になると考えます。

問 17 助成対象外となる「乗用自動車等」に該当するか否かは、何で判断しますか。

(答)

「乗用自動車等」に該当する否かについては、自動車検査証（車検証）の「用途」欄の記載により確認することとしています。

問 18 作業効率を上げるため、PCのモニターを1台増やして「デュアルモニター」とする場合、PCのキーボード、マウス操作等労働者がPC操作において直接行う業務負担を軽減させうるものと判断されるため、労働能率の増進に資する機器に該当すると考えてよいか。

(答)

本件の場合、労働能率の増進に資する機器に該当する取組であると考えます。

なお、この場合のPCのモニターは、あくまで「モニター」であり、パソコンを1台増やす場合は、助成対象外となります。

問 19 助成対象経費に労務管理用機器の購入に際する送料が含まれますか。

(答)

労務管理用機器の購入に際してかかる送料は、支給要領別紙「事業で認められる経費」の「機械装置等購入費」にある「機器・設備類の設置、撤去等の費用」に含めて差し支えありません。

問 20 書類の保管場所の追加、商談スペースの確保等による労働時間短縮に向けて事務所横へ家屋を設置することを検討しているが、このような設置費用は、助成対象の経費として認められますか。

(答)

本助成金では、支給要領（別紙）の事業で認められる経費の中で、建築物の建築費は記載しておらず、「事業で認められる経費」には該当しないものと考えます。

問 21 機械装置等購入費が高額なので、月々ローンを組んで支払うこととし、交付決定日から支給申請日までに支出する予定の金額のみを助成対象経費として交付決定することは可能ですか。

(答)

支給対象の事業は、事業実施期間内に納品をすることが、必要となりますので、本件の場合、頭金の支払のみで納品までは確認できない場合には、支給対象事業とは認められず、支給対象外の経費となります。

なお、仮に、納品があった場合でも、支給申請日までに全額支払が完結しなければ、支給対象外の経費となります。

問 22 免税事業者、簡易課税事業者等が、「消費税込」で申請をしてきた場合の対応について、申請時～交付決定時においては消費増税前(8%)であり、国庫補助所要額も、増税前の金額に基づいて交付決定後、実際の改善事業の実施(機器の購入等)が消費増税後(10%)となり所要額に変更を生じる場合、様式第4号による事業実施計画変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要はありますか。

(答)

支出額が交付決定額を超える場合、変更承認を受ける必要があります。

問 23 助成金を受給した場合、寄付行為を行うことは可能か。

(答)

本助成金は政治資金規正法第22条の3第1項で寄付制限の例外となっているため、寄付を行って差し支えないものと考えます。

4 時間外労働上限設定コースの成果目標について

問 24 平成 29 年度又は平成 30 年度に、そもそも時間外労働に関する労使協定を締結していない場合は、時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）の申請はできませんか。

（答）

時間外労働上限設定コースの要件は、特別条項付き 36 協定を締結し、時間外労働等の実績が複数月あることとしており、そもそも締結していない場合は、申請要件を満たしておりません。

問 25 時間外労働等の実績の算定期間について、有効期間が平成 30 年 6 月 1 日～令和元年 5 月 31 日の 36 協定を結んでいた場合、令和元年 5 月の時間外労働等の実績を、支給要領第 1 の 1(3)の判断に用いて良いか。

（答）

「平成 29 年度又は平成 30 年度において限度基準を超える 36 協定を締結し」としており、当該 36 協定の有効期間に含まれる令和元年度の実績を、支給要領第 1 の 1(3)の判断に用いることとしても差し支えありません。

問 26 支給申請において、成果目標の達成状況に関する証拠書類として提出を求める「変更後の時間外・休日労働に関する協定届の写し」について、36 協定の「期間」が、令和 2 年 4 月 1 日から 1 年間の内容のものでも支給対象として差し支えないか。

（答）

支給申請の段階で変更後の 36 協定が届出されている場合は、支給対象として差し支えありません。